

別記様式第1号（第5条関係）

尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）の公告

建設工事等一般競争入札（条件付）を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号）第4条の規定に基づき公告する。

年 月 日

尾花沢市長

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所

(2) 日 時 年 月 日 () 時 分

2 入札に付する事項

(1) 工事（業務委託）名

(2) 工事（履行）場所

(3) 工事（業務）概要

(4) 工期

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

（注：入札参加の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正すること。）

(1) 共通要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 規則第14条第2項に規定する尾花沢市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てをした者若し

くは申立てをなされた者でないこと。

(2) 技術的要件（格付け等）

（入札公告記載例）

「 工事において、 等級に格付けされていること。」

（注：住所要件を市内に定める場合は、尾花沢市指名競争入札「指名業者選定基準」に基づき設定すること。）

(3) 住所要件

（入札公告記載例）

「 に本店を有する者（又は に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者）であること。」

（注：市内又は市外等、住所要件を設定すること。）

(4) 建設業法許可要件

（入札公告記載例）

「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の規定による特定建設業（業種： 工事）及び一般建設業（業種： 工事）の許可を受けた者であること。」

(5) 技術者資格要件

（入札公告記載例）

「次に掲げる要件を満たす主任技術者及び監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。」

① 級 技術者又はこれと同等以上の資格を有すること。

② 監理技術者にあつては、 工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有すること。」

（注1：建設業法により、請負契約額が2,500万円（建築工事5,000万円）以上の場合、技術者を工事現場ごとに「専任で配置」することが必要となるので、予定価格（消費税込み）が2,500万円以上となる工事の場合は、「専任で配置」できることを要件とすること。）

（注2：建設業法により、契約締結後に請負業者が総額3,000万円（建築工事4,500万円）以上の下請契約を結ぶ場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を得ている者でなければならない。）

(6) その他要件

上記に定めるものほか、必要に応じて要件を設定する。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

尾花沢市若菜町一丁目1番3号 尾花沢市役所 課 係

電話番号 0237-22-1111 内線

5 入札参加資格の確認等

入札の参加を希望する者は、尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（別記様式第1号）（添付書類含む。）に必要な書類を添付して、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

(1) 受付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所 尾花沢市役所 課内

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 尾花沢市契約に関する規則23条の規定に基づく尾花沢市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上の額）を付すこと。

7 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) この入札は、最低制限価格を設定する。（注：最低制限価格を設定する場合）

(4) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年、条例第12号）の規定により、議会の議決に付さなければならぬ工事であるため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

（注：予定価格1億5千万円以上の工事の場合、設定する。）

(5) 詳細については、入札説明書による。